

荒川区一般廃棄物処理基本計画の新たな策定に関する

基本的な考え方について

(中間まとめ案)

はじめに

荒川区では、平成12年度に清掃事業が東京都から23区に移管されることを踏まえ、平成12年3月に「荒川区一般廃棄物処理基本計画」を策定し、ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）等に取り組んできました。

その後、国等の動向、社会経済情勢の変化、清掃事業の課題等に対応するため、平成19年10月に計画の改定がなされました。

平成23年度には、現行計画の計画期間が終了することから、荒川区では、「環境先進都市あらかわ」の実現を目指した計画の新たな策定を予定しています。

計画の新たな策定に当たり、平成22年7月に荒川区から荒川区清掃審議会に対して、「荒川区一般廃棄物処理基本計画の新たな策定に関する基本的な考え方について」が諮問され、審議会ではこれを受けて検討を行ってまいりました。

諮問において審議を求められた事項は、以下の2つです。

- (1) 更なる3Rの推進
- (2) 適正処理の徹底

「大量生産・大量消費・大量廃棄」への問題意識は、便利で快適な暮らしを求める中で、私達は忘れかけていたのではないのでしょうか。地球温暖化や世界的な資源制約を背景に、低炭素社会の実現に向けた更なる環境問題への取組が求められている中で、平成23年3月11日に起きた未曾有の大震災は、甚大な被害とともに、私達に対してエネルギーや資源の有限性という課題を改めて投げかけました。

今こそ、私達は、将来世代に対する責務として、持続可能で豊かな社会の実現に向け、「最適生産・最適消費・最小廃棄」へと転換を果たし、地域資源の徹底活用による地域づくりに取り組む「質の高い循環型社会」を目指すことが求められます。

目 次

第1章	計画の新たな策定について	1 ページ
第1節	計画策定の趣旨	1 ページ
第2節	計画の位置づけ	1 ページ
第3節	計画の期間	1 ページ
第2章	現状と課題	1 ページ
第1節	現状	1 ページ
第2節	課題	1 ページ
第3章	基本理念・基本方針、計画の目標	2 ページ
第1節	基本理念	3 ページ
第2節	基本方針	4 ページ
第3節	重点施策	4 ページ
第4節	計画の目標	4 ページ
第4章	循環型社会の実現に向けた具体的な施策	5 ページ
基本方針1	環境区民による協働の推進	5 ページ
施策①	未来につながる環境教育・環境学習	6 ページ
施策②	極め細やかな普及啓発	6 ページ
施策③	分かりやすさに重点をおいた情報発信 (荒川区の現状についての「見える化」の推進)	7 ページ
基本方針2	Rの充実によるごみ減量の推進	7 ページ
施策①	出来る限りごみを発生させない生活への転換 (リデュース(発生抑制)・リユース(再利用)の更なる推進)	7 ページ
施策②	出来る限りごみを排出しないための仕組みづくり (リサイクルの更なる推進)	8 ページ
施策③	新たなRの導入	9 ページ
基本方針3	適正処理の推進	9 ページ
施策①	効率的で環境にもやさしいごみ収集・運搬体制の推進	9 ページ
施策②	地域による見守りが必要な方々への配慮	9 ページ
施策③	環境区民としての責務(適正排出の徹底を目指して)	10 ページ
第5章	計画の推進体制	10 ページ
第1節	推進体制	10 ページ
第2節	環境区民の役割と協働のしくみ	10 ページ
第3節	荒川区清掃審議会	11 ページ
第4節	計画の進行管理	11 ページ

第1章 計画の新たな策定について

第1節 計画策定の趣旨

現行計画は、平成12年3月に策定し、その後、社会経済状況の変化等を踏まえ、計画策定から7年経過した平成19年10月に改正を行いました。

改定後においては、基本理念である「荒川区ならではの質の高い循環型社会の構築」に向け、集団回収の実施町会の拡大や回収品目の充実、ごみ減量のための3R推進事業の展開や安全で効率的なごみ収集・運搬体制の整備などに取り組んできました。

この改定から5年が経過し、駅周辺市街地再開発に伴う中高層マンションの建設等による人口増加、景気後退の影響による産業活動の低迷など社会情勢が大きく変化するとともに、荒川区の清掃・リサイクル事業を取り巻く状況も集団回収による資源回収の区内ほぼ全域への普及や廃プラスチックのサーマルリサイクルの本格実施など大きく変化しています。

国においては、平成20年3月に「循環型社会形成推進基本計画」が改定されました。この計画では、「環境保全を前提とした循環型社会の形成」を軸として、低炭素社会、自然共生社会への取り組みとの統合を推進することとしています。

こうした中で、荒川区のごみの総排出量は、人口増加にもかかわらず減少傾向で推移し、リサイクル率も上昇傾向にあります。荒川区ならではの質の高い循環型社会の構築に向けては、更なる施策の展開を図る必要があります。

現行計画は、平成23年度に計画期間が終了しますが、「環境先進都市あらかわ」の実現を目指し、更なる3Rの推進と適正処理の徹底に向け、荒川区では、一般廃棄物処理基本計画を新たに策定することとしました。

第2節 計画の位置付け

この計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）第6条第1項の規定に基づく「一般廃棄物処理計画」のうち、長期的な視点に立った区における一般廃棄物処理の基本的事項を定めた計画です。

第3節 計画の期間

この計画は、荒川区の長期的な清掃・リサイクル事業の基本指針を定めるもので、計画期間は平成24年度から平成33年度までの10年間で適当と考えます。

なお、計画は概ね5年ごとに見直すことが必要と考えます。ただし、この期間に、社会・経済情勢の大きな変化があった場合は計画を見直す必要があります。

第2章 現状と課題

第1節 現状

- 平成12年度に策定した「荒川区一般廃棄物処理基本計画」に基づき、荒川区ではごみの減量・リサイクル施策に積極的に取り組み、近年の急激な人口増加にも関わらず、年間総ごみ量は平成22年度実績で平成12年度と比較し5.9%減少し、区民一人1日当たりの総ごみ量は16.7%減少しました。
また、リサイクル率は平成12年度から0.3ポイント上昇し、16.4%となっています。しかし、質の高い循環型社会の形成のためには、更なるごみの減量と資源化を図ることが必要です。
- また、荒川区では、駅周辺市街地再開発に伴う中高層マンションの建設等により、平成10年以降人口が増加を続け、平成21年1月には20万人を超え、転入人口や外国人人口、単身世帯、高齢者世帯等も増加しています。

第2節 課題

(1) 更なる3Rの推進

① ごみの発生抑制の促進

更なるごみ減量に向けて、その第一歩として発生抑制が大切です。ごみの減量を進めるためには、区民一人ひとりがごみとの関わりについて認識を持ち、区民・事業者・区が相互に連携・協力することが求められます。区は、環境学習などを通じて、ごみ減量・リサイクルがエネルギーの抑制にもつながることを分かりやすく普及啓発していく必要があります。ライフスタイルの多様化やニーズに合った効果的な普及啓発も求められています。

② リサイクルの更なる充実

限りある資源を有効に活用するため、ごみの資源化を更に進めることが必要です。再資源化に関する情報提供や分別についての周知徹底、集団回収への支援を更に取り組んでいく必要があります。また、資源品目の拡大や民間事業者との連携等、新たなリサイクルに向けた仕組みづくりを検討することも必要です。

(2) 適正処理の徹底

ごみ減量への取組の結果、どうしても排出されてしまうごみについては、清掃事業の主体である区の責任において、公衆衛生の向上と生活環境の保全を図るために適正に処理しなければなりません。環境負荷の少ない効率的な収集・運搬体制で処理していく必要があります。また、区民や事業者の適正排出の徹底を目指して、指導の強化を図るなど、ルール・マナー違反への対応を徹底する必要があります。

第3章 基本理念・基本方針、基本の目標

第1節 基本理念

基本理念 環境区民による質の高い循環型社会の構築

2011年3月に発生した東日本大震災は、甚大な被害とともに、私達の生活に多大な影響を及ぼし、これまで当然のごとく供給されてきたエネルギーや資源について、その有限性を意識せざるを得ない状況をもたらしました。

今こそ、「大量生産・大量消費・大量廃棄」社会に終止符を打つべく、これまでの大量の物であふれ返りがちな生活から脱却し、ごみを減らす環境に配慮した暮らし方や価値観形成を図るべきと考えます。

そのためにも、荒川区の強みである下町の人情あふれるコミュニティを基盤として、環境区民〔※〕が一体となり、明確な目標と強い問題意識をもって、持続可能な質の高い循環型社会の構築を目指すべきと考えます。

- ・〔※〕「環境区民」… 環境基本計画において「まちのつながり」と「大切にするところ」を併せ持ち、実践する主体である区民・事業者・区（行政）全体を環境を支える区民として位置づけ、「環境区民」という総称で表現したものです。

第2節 基本方針

基本理念を実現するために、荒川区では次の3つの基本方針をもとに、施策や事業を展開していく必要があります。

基本方針1 環境区民による協働の推進

環境区民それぞれの役割を明確にし、環境意識の向上を図り、協働して質の高い循環型社会の構築を目指す必要があります。

基本方針2 Rの充実によるごみ減量の推進

家庭・事業者それぞれが発生抑制に重点を置いた3Rの推進に加え、多様なRの取り組みによりごみ減量を目指す必要があります。

基本方針3 適正処理の推進

環境に配慮した適正で効率的なごみ処理を目指す必要があります。

第3節 重点施策

基本方針をもとに、施策や事業を展開するにあたり、以下の3点を重点的に実施する必要があります。

- ・リデュース（発生抑制）によるより一層のごみ減量化
- ・更なるリサイクルの推進
- ・分別の徹底

第4節 計画の目標

別紙資料

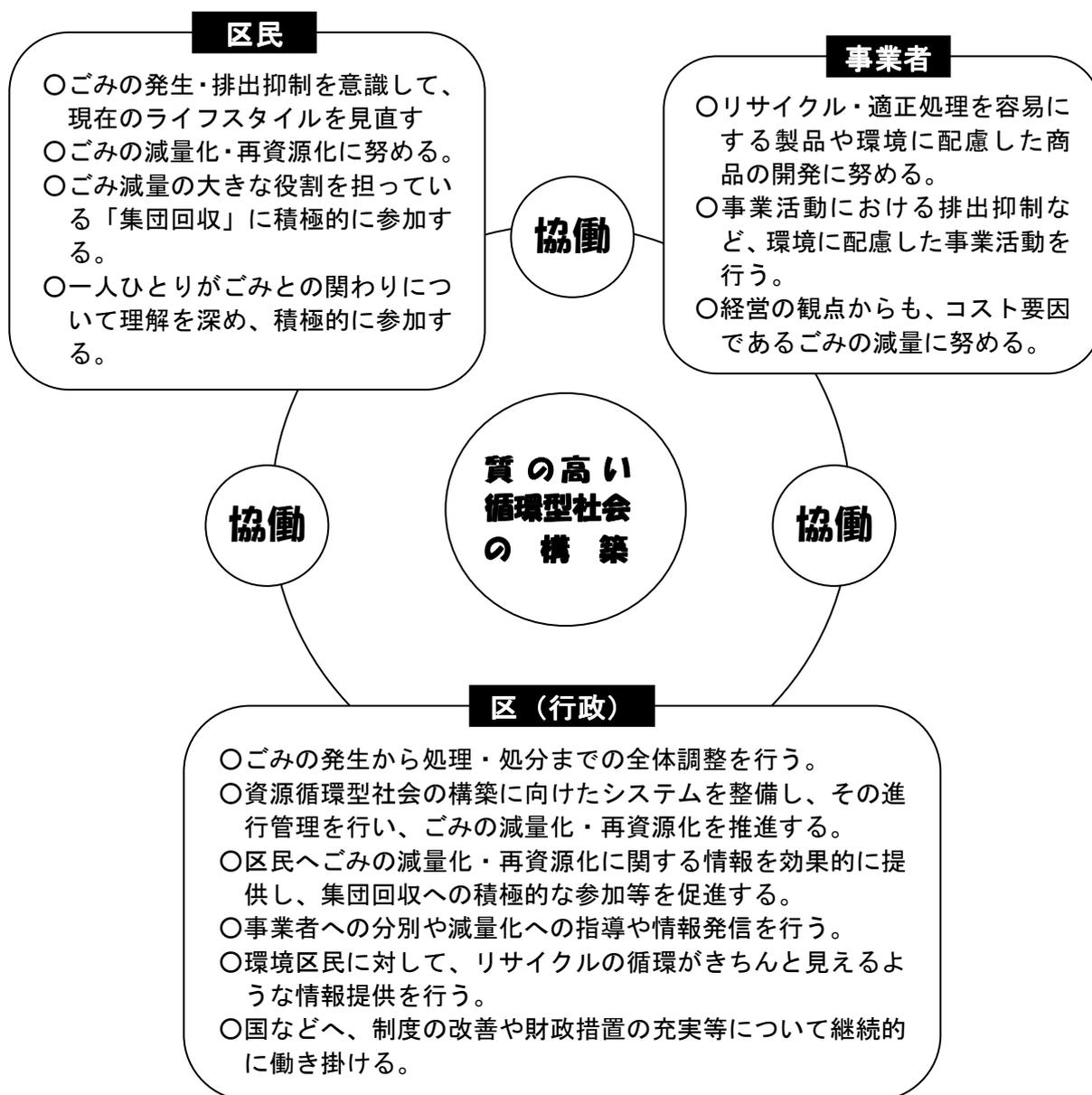
第4章 循環型社会の実現に向けた具体的な施策

基本方針1 環境区民による協働の推進

質の高い循環型社会の実現には、区民一人ひとりや事業者の主体的な取組はもとより、区民・事業者・区の三者が環境区民としての意識をもって、それぞれ相互に連携・協力することが求められます。

また、清掃工場のない区だからこそ、より一層のごみ減量を進める必要があります。

区は、こうしたごみ減量に向けた取組を積極的にアシスト（支援）するとともに、環境区民間における連携体制をコーディネート（計画・調整）する役割を担う必要があります。



施策① 未来につながる環境教育・環境学習

- 区は、「環境先進都市あらかわ」の将来を担う子ども達に向け、小学校などでの環境教育・環境学習の場を通して、最も身近な環境問題としてのごみ問題やリサイクルについて、分かりやすさに重点を置いて知識・情報を提供する責務があると考えます。

その中で、ものを大切にすることを育み、ごみ減量・リサイクルがエネルギーの発生抑制にもつながることを具体的に説明する必要があります。こうして、児童・生徒への環境教育・環境学習の充実を図ることで、家庭等への広がりも期待できます。

- 子どもたちをはじめ、多くの区民がごみ処理や資源化工程の現場を見学するなど、実体験をとおして、ごみ減量やリサイクルについて学習できる機会を提供することも効果的と考えます。

質の高い循環型社会を構築するためには、ごみ減量やリサイクルに関する区民の理解と納得をより一層深めていく必要があります。

施策② 極め細やかな普及啓発

(1) 区民の関心と理解を深める創意工夫

- 普及啓発に当たっては、区民の関心を引き出すことが重要であり、区民が楽しみながら取り組める視点や工夫を凝らした演出なども必要と考えます。
- 環境や清掃・リサイクルに関する情報に特化したインターネットサイトの効果的な運用、環境情報と清掃・リサイクルに関する情報を融合させた情報誌を定期的に発行する等、環境に配慮した生活やライフスタイルの転換につながる情報発信に努める必要があります。

(2) ライフスタイルの多様化・多国籍化等への的確な対応

- 単身世帯や若年ファミリー世帯のライフスタイルやニーズに合った効果的なPRを実施していく必要があります。

また、多国籍化への対応として、外国人に向けた普及啓発として、国籍を問わずに理解できるような対策を進める必要があります。

さらに、転入者に対しては、転入者が荒川区での生活をスタートするに当たり、区の清掃・リサイクルに関する情報が確実に行き渡る取組が必要と考えます。

(3) 事業者への更なる働きかけ

- 区は、区内最大規模の事業者でもあることから、区民や事業者に対して模範となるごみ減量や3Rの実践による率先行動を進めていく責務があると考えます。
- 事業者に対しては、拡大生産者責任や事業者責任に基づき、リサイクル・適正処理を容易にする製品や環境に配慮した商品の開発、事業活動に伴うごみの減量、リサイクル活動が求められていることを様々な機会を通して、継続的に働きかけていく必要があります。
- 大規模・中規模事業所に対しては、ごみ減量等に対する意識付けをよりきめ細やかに指導する仕組みを検討・導入する必要があります。

施策③ 分かりやすさに重点をおいた情報発信

荒川区の現状についての「見える化」の推進

○清掃・リサイクルに関する情報

ごみ減量実績や経費削減効果、ごみ組成調査等の清掃・リサイクルに関する情報を分かりやすく情報発信していく必要があります。

また、清掃一組の清掃工場で実施している中間処理やサーマルリサイクルに関する情報については、継続的に発信していく必要があります。

○荒川区におけるサーマルリサイクルの考え方

サーマルリサイクルにより熱エネルギーを回収しますが、区は再商品化率など資源化技術動向を注視しながら、より優れた仕組みづくりについても検討を継続していることを周知する必要があります。

○最終処分場の現状

限りある最終処分場の現状を情報発信し、延命化に向けた更なるごみ減量の必要性を周知していく必要があります。

基本方針2 Rの充実によるごみ減量の推進

循環型社会としての質を高めていくためには、3R（「リデュース（発生抑制）」「リユース（再利用）」「リサイクル（ごみの再資源化）」）の取組をより一層強化し、出来る限りごみを発生・排出させないことを目指すとともに、新たなRも視野に入れながら、Rの充実によるごみ減量を推進していく必要があります。

施策① 出来る限りごみを発生させない生活への転換

（リデュース（発生抑制）・リユース（再利用）の更なる推進）

(1) リデュース（発生抑制）の更なる推進

○分別の更なる徹底

家庭から出るごみの袋の中に、資源物の混入がみられることから、分別の更なる徹底に取り組む必要があります。

○廃プラスチックの発生抑制

区民の最も身近な環境行動の一つとして、毎日の買い物の際に、レジ袋を断ることが挙げられます。区は、レジ袋を受け取らないことを後押しするため、レジ袋の代わりとなるマイバッグを継続使用する区民の割合を高めていく必要があります。

○生ごみの発生抑制

燃やすごみの4割以上を占める生ごみの発生抑制に向けた取組を強化する必要があります。

○家庭ごみの有料化の検討

更なるごみの減量に向けた経済的手法の一つとして、家庭ごみの有料化がありますが、本区における導入については、更なる検討が必要です。他自治体の導入事例においては、一定のごみ減量効果や負担の公平化が図られるものの、一方で新たな費用負担が生じたり、不法投棄の危惧もあります。

この経済的手法を区民の納得につなげるためには、その前提として十分なごみ減量化施策を実施することも不可欠であり、導入に際してはごみ有料化を導入しない隣接区への影響を配慮するなど、23区間による調整・連携も必要と考えられます。

さらに、ごみの有料化の導入に当たっては、容器包装の軽量化や簡易包装など事業者による発生抑制に対するインセンティブにつながる普及啓発も必要となります。

(2) リユース（再利用）の更なる推進

○新たな取組への検討

ごみ減量につながるリユースを普及させるための新たな取組を検討する必要があります。

施策② 出来る限りごみを排出しないための仕組みづくり

(リサイクルの更なる推進)

(1) 地域密着型集団回収の更なる充実

荒川区方式による集団回収は、町会が実施主体となり、区民・事業者・区の協働による地域密着型の資源回収であり、ほぼ区内全域で実施されています。

しかしながら、資源の持去り、ルールやマナー違反などに課題が残されており、これらを区民（町会）や回収事業者などと連携しながら、粘り強く解決していく必要があります。

(2) 新たな資源回収品目の検討

ごみの更なる排出抑制や資源の有効活用の観点から、古布など新たな資源回収品目についても、区民の参加しやすい仕組みを検討する必要があります。

(3) 民間事業者による自主回収の積極的なPR

インクカートリッジなどは、事業者等による自主回収が実施されていることから、これら民間事業者による自主回収に関する情報を区が収集し、区民に向けたPRを強化する必要があります。

(4) 事業系一般廃棄物の更なるリサイクル

地域特性や業種ごとの取扱品目を踏まえ、事業系一般廃棄物の新たなリサイクルに向けた仕組みづくりについて、更なる検討を行う必要があります。

施策③ 新たなRの導入

- 「リフューズ（ごみになるものを買わない・断る）」、「リペア（修理して長く使う）」など、新たなRの取組も視野に入れ、区民の環境活動や事業者のごみ減量に向けた活動を後押ししていく必要があります。

基本方針3 適正処理の推進

環境区民によるごみ減量への取組がなされた後、どうしても排出されてしまうごみについては、清掃事業の主体である区の責任において、公衆衛生の向上と生活環境の保全を図るために適正に処理しなければなりません。同時に、区は、効率性や環境にも配慮するとともに、荒川区の地域特性を踏まえた極め細やかな収集・運搬体制を推進する必要があります。

施策① 効率的で環境にもやさしいごみ収集・運搬体制の推進

- 排出されたごみは、効率的な収集・運搬方法により環境へも配慮のうえ処理していく必要があります。

施策② 地域による見守りが必要な方々への配慮

- 地域による見守りが必要な高齢者や障がい者の世帯については、日々のごみ出しなど、特別な配慮が必要なことに引き続き留意すべきです。

施策③ 環境区民としての責務（適正排出の徹底を目指して）

- ルール・マナー違反への対応については、区の特性を十分に考慮したうえで、自己処理責任について指導の強化や現行制度の検証を行う必要があります。
- 不法投棄の根絶に向け、不法投棄への対処も強化する必要があります。
- 取扱いに注意を要する廃棄物の適正な処理方法の周知を徹底する必要があります。

第5章 計画の推進体制

第1節 推進体制

3つの基本方針に基づき、各施策を区民・事業者・区（行政）の協働により推進し、基本理念の達成を目指していく必要があります。

第2節 環境区民の役割と協働のしくみ

質の高い循環型社会の実現には、環境区民である区民・事業者・区（行政）の三者がそれぞれ相互に連携し、協働することが不可欠です。そのためには、区民・事業者・区（行政）のそれぞれが環境区民としての役割を自覚し、実践することが大切です。

（1）区民の役割

区民は、ごみの発生・排出抑制を意識して、現在の生活態度を見直すことなどにより、ごみの減量化・再資源化に努める必要があります。

荒川区の地域特性を生かして、協働の取組の一つとして「集団回収」がごみ減量の大きな役割を担っています。

区民一人ひとりがごみとの関わりについて理解を深めることにより、積極的に参加していく必要があります。

（2）事業者の役割

事業者は、ごみの減量化・再資源化を進めていく上で大きな影響力を持っています。このため、リサイクル・適正処理を容易にする製品や環境に配慮した商品の開発、事業活動における排出抑制など、環境に配慮した事業活動が求められています。

また、ごみの発生は光熱水費と同様、コスト要因であることから、経営の観点からも、ごみ減量に対する意識付けを行っていく必要があります。

(3) 区（行政）の役割

区（行政）は、ごみの発生から処理・処分までの全体調整を行い、資源循環型社会の構築に向けたシステムを整備し、その進行管理を行い、ごみの減量化・再資源化を推進する役割を担っています。

区民へごみの減量化・再資源化に関する情報を効果的に提供し、集団回収への積極的な参加を促し、ごみについての理解を深めていく必要があります。

事業者に対しては、分別や減量化への指導を行うとともに、事業者の創意工夫により実施しているごみ減量に関する取組の情報を収集して、環境区民へ発信していく必要があります。

また、環境区民に対して、リサイクルの最終的な姿まで見えるようにするなど、循環がきちんと見えるような情報提供をしていく必要があります。

さらに、国などへ、制度の改善や財政措置の充実等について継続的に働き掛けていく必要があります。

第3節 荒川区清掃審議会

区民・事業者・区（行政）・学識経験者等の代表により構成される「荒川区清掃審議会」の中で、循環型社会の実現に向けた課題や課題に対する基本的な考え方を審議し、環境区民間での相互理解を高め、区の施策に反映していく必要があります。

区は、審議会で示された基本的な考え方を踏まえ、一般廃棄物処理基本計画を具体的に実行する行動指針として、ごみ減量アクションプランを区民・事業者に示す必要があります。

第4節 計画の進行管理

目標を達成するために、達成状況の客観的な評価を行いながら、改善を図り、計画的・効果的に実施していく仕組みを確立する必要があります。進捗状況、達成状況について、行政評価にも用いられている計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、改善（Action）のPDCAサイクルを適切に運用し、継続的・段階的な計画の実行と改善を図りながら発展（スパイラルアップ）に繋げていくことが求められます。また、区のホームページなどで積極的に情報を公表し、区民・事業者・区（行政）の協働による計画の着実な推進を図っていくことが重要です。

本計画に掲げた各種施策を推進するとともに、区（行政）自らが一体となった体制を整備・確保し、全部署が一体となって「荒川区役所環境配慮率先プラン」を実践していく必要があります。さらに、平成22年10月に荒川区低炭素地域づくり協議会が策定した「荒川区低炭素地域づくり計画（～環境区民がみんなで行うCO2削減プラン～）」に盛り込んだ、「一般廃棄物処理基本計画に基づく総合的な3Rの推進」の取り組みについての点検、評価、見直しを行うなど、他の施策との整合性を取っていくことが求められます。